



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社遠藤製作所
(JASDAQ・コード番号：7841)
代 表 者 代表取締役社長 小林 健治
問 合 せ 先 常務取締役 牛坊 芳明
役 職 ・ 氏 名
電 話 番 号 0 2 5 6 - 6 3 - 6 1 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 56 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備え、事業目的の追加を行うものであります。(変更案第 2 条第 9 号)
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 単元未滿株式の権利を明確化するものであります。(変更案第 10 条)
 - ② 株主総会において充実した情報の開示を行うことができるようにするものであります。(変更案第 19 条)
 - ③ 取締役会をより機動的に運営するため取締役会の書面決議を可能とするものであります。(変更案第 24 条第 2 項)
 - ④ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - ⑤ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
 - ⑥ 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 28 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 28 日 (水)

以上

(別紙) 変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>【名 称】 第 1 条 当社は、株式会社遠藤製作所と称し、英文では、ENDO MANUFACTURING CO., LTD. と表示する。</p>	<p>【商 号】 第 1 条 (現行どおり)</p>
<p>【目 的】 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ゴルフクラブの製造および販売 2. ゴルフボール、キャディバッグ等のゴルフ用品の販売 3. ステンレス製業務用ならびに家庭用調理器具の製造および販売 4. ステンレス線材製収納器具の製造および販売 5. 給排気設備等のステンレス製建築部品の製造および販売 6. ステンレス製薄肉精密パイプの製造および販売 7. 自動二輪および自動車の鍛造部品ならびに鍛造付属品の製造および販売 8. 金属プレスおよび鍛造機械用金型の開発、設計、製作および販売 (新設)</p> <p>9. 前各号に掲げる製品および部品等の輸出入に関する事業 10. 不動産の賃貸 11. 経営上必要と認める会社への融資、投資および債務保証 12. 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>【目 的】 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. (現行どおり) 7. (現行どおり) 8. (現行どおり)</p> <p>9. <u>各種金属材料を使用した骨接合用インプラント等の製造および販売</u> 10. (現行どおり) 11. (現行どおり) 12. (現行どおり) 13. (現行どおり)</p>
<p>【本店所在地】 第 3 条 当社は、本店を新潟県燕市に置く。 (新設)</p>	<p>【本店所在地】 第 3 条 (現行どおり)</p>
<p>【公告の方法】 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>【機関】 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>【公告方法】 第 5 条 (現行どおり)</p>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p>【会社が発行する株式の総数】 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、2,980万株とする。 (新設)</p>	<p>【発行可能株式総数】 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,980万株とする。</p>
<p>【取締役会決議による自己株式の買受け】 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>【株券の発行】 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>【自己の株式の取得】 第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【1単元の株式数および単元未満株券の不発行】 第7条 ①当社の1単元の株式数は1,000株とする。 ②当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>【単元未満株式の買増し】 第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>【基準日】 第9条 ①当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 ②前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>【名義書換代理人】 第10条 ①当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ②名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③当社の株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>【単元株式数および単元未満株券の不発行】 第9条 ①当社の単元株式数は、1,000株とする。 ②当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>【単元未満株式についての権利】 第10条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>【単元未満株式の買増し】 第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(削除) (削除) (削除)</p> <p>【株主名簿管理人】 第12条 ①当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【株式取扱規程】</p> <p>第11条 当社の発行する株式の種類、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再発行、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理その他株式に関する取扱ならびに手数料は、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>【株主総会の招集】</p> <p>第12条 ①当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合に随時招集する。</u></p> <p>②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。</p> <p>③株主総会の議長は取締役社長とする。取締役社長に差し支えがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p> <p>【決議の方法】</p> <p>第13条 ①株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した株主が有する議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>②<u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>【議決権の代理行使】</p> <p>第14条 ①株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>株主総会においてその議決権を行使することができる。</u></p> <p>②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>【議事録】</p> <p>第15条 株主総会の議事は、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印し、当会社に保存する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>【株式取扱規程】</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>【株主総会の招集】</p> <p>第14条 ①当社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合に随時招集する。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>【定時株主総会の基準日】</p> <p>第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>【決議の方法】</p> <p>第16条 ①株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>②<u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>【議決権の代理行使】</p> <p>第17条 ①株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>【議事録】</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>【定員】 第16条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>【選任】 第17条 ①取締役は、株主総会においてこれを選任する。 ②取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> ③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>【任期】 第18条 ①取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ②増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>【取締役会の招集】 第19条 ①取締役会は、取締役会長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。 ③取締役会の議長は取締役会長とする。取締役会長に差し支えがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 ④取締役会は、法令で定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>【取締役会の決議方法】 第20条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席しその取締役の過半数をもってこれを行う。</u> (新設)</p> <p>【代表取締役および役付取締役】 第21条 ①<u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> ②取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>【取締役会規程】 第22条 取締役会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>【員数】 第20条 (現行どおり)</p> <p>【選任方法】 第21条 (現行どおり)</p> <p>②取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (現行どおり)</p> <p>【任期】 第22条 ①取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>【取締役会の招集】 第23条 ①取締役会は、取締役会長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (現行どおり)</p> <p>【取締役会の決議方法】 第24条 ①取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u> ②当社は、<u>会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>【代表取締役および役付取締役】 第25条 ①取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u> ②取締役会は、<u>その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>【取締役会規程】 第26条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【報酬】 第23条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>【定員】 第24条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>【選任】 第25条 ①監査役は、株主総会においてこれを選任する。 ②監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>【任期】 第26条 ①監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>【常勤の監査役】 第27条 監査役はその互選により常勤監査役を定める。</p> <p>【監査役会の招集】 第28条 ①監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>【監査役会の決議方法】 第29条 監査役会の決議は、法令で別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>【監査役会規程】 第30条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>【報酬】 第31条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。 (新設) (新設) (新設)</p>	<p>【報酬等】 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 第5章 監査役および監査役会</p> <p>【員数】 第28条 (現行どおり)</p> <p>【選任方法】 第29条 (現行どおり) ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>【任期】 第30条 ①監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>【常勤の監査役】 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>【監査役会の招集通知】 第32条 ①監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>【監査役会の決議方法】 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>【監査役会規程】 第34条 (現行どおり)</p> <p>【報酬等】 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第6章 会計監査人</p> <p>【選任方法】 第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>【任期】 第37条 ①会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>【営業年度】</p> <p>第32条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日</u>を決算期とする。</p> <p>【配当金】</p> <p>第33条 利益配当金は、<u>毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>【中間配当】</p> <p>第34条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の<u>最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者</u>に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>【配当金の除斥期間】</p> <p>第35条 ①<u>利益配当金および中間配当金</u>については、<u>当社が支払を開始した日から満3年を経過してなお受領されない場合は</u>、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>②未払の利益配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。</p> <p><付 則></p> <p>本定款の変更は、平成<u>16年6月29日</u>より実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、<u>当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>【事業年度】</p> <p>第38条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>【剰余金の配当の基準日】</p> <p>第39条 ①<u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>②前項のほか、<u>基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>【中間配当】</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を<u>基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>【配当の除斥期間】</p> <p>第41条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは</u>、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>